

環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) の導入について

令和 7 年 4 月

農林水産省

政策手法のグリーン化

- **みどりの食料システム戦略**においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者へ施策を集中することとしている。
- 今後の基本法の見直し方向において、各種支援の実施に当たり環境負荷低減への配慮を要件化し、先進的な環境負荷低減への取組移行と、これを下支えする農地周りの面的な共同活動を促進。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月）（抜粋）

3 本戦略の目指す姿と取組方向

(2) 政策手法のグリーン化

- ① パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献も踏まえつつ、**2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中**していくことを目指す。（以下略）

- ② **補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実**、これらとセットでの**クロスコンプライアンス要件の充実**を図る。また、防除だけでなく「予防・予察」にも重点を置いた総合的病害虫管理等の推進により、政策のグリーン化を進めるとともに、その継続的实施を検証する仕組みを検討する。

※ **クロスコンプライアンス**とは、各種の補助事業において、環境負荷低減に関する要件等を設定すること。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向 （令和5年6月）（抜粋）

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、**環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。**

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、**みどりの食料システム法に基づいた取組促進を基本としつつ、**

- ① **最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。**
- ② 更に**先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進**する仕組みを検討する。

**「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容
(令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)**

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。 その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、 ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。	5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。 これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。 具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、 ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。 上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。 ※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。 ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成	(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。 (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。 ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。 ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。 ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

○ 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行**、我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。**

食料安全保障の確保

- (1) **基本理念**について、
①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
(第2条第1項関係)
- ② **国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図ること**で、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない旨を規定。
(第2条第4項関係)
- ③ **食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるように**しなければならない旨を規定。
(第2条第5項関係)
- (2) **基本的施策**として、
① **食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入の確保**（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
(第19条及び第21条関係)
- ② **収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
(第22条関係)
- ③ **価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。
(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念**として、**食料システム**については、食料の供給の各段階において**環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減**が図られることにより、**環境との調和**が図られなければならない旨を規定。
(第3条関係)
- (2) **基本的施策**として、**農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等**を規定。
(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) **基本理念**において、**生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展**が図られなければならない旨を追記。
(第5条関係)
- (2) **基本的施策**として、**効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。
(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) **基本理念**において、**地域社会が維持されるよう農村の振興**が図られなければならない旨を追記。
(第6条関係)
- (2) **基本的施策**として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。
(第43条から第49条まで関係)

施行期日

公布の日

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の意義・ねらい

- 農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、環境に負荷を与えている側面もあることから、「みどりチェック」を実施することにより、事業活動の中で生じる新たな環境負荷を抑えることが重要です。

どうして**農林水産業で環境負荷低減**に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、
環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

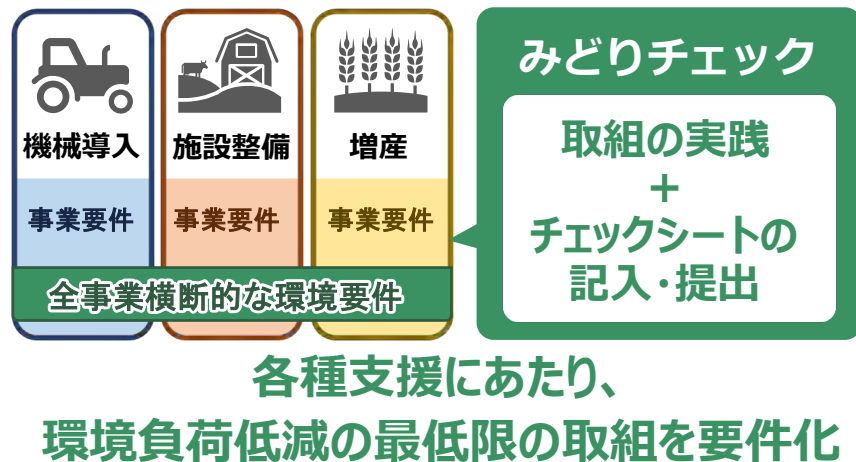
このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

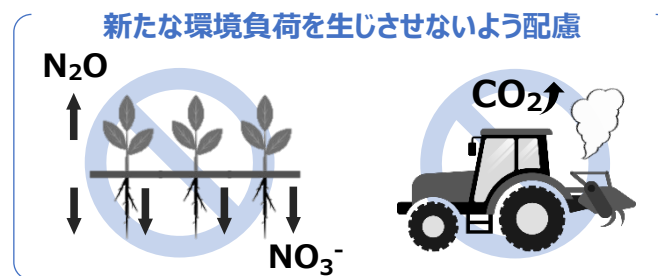
「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一步」です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



各補助事業等の目的と
環境負荷低減の両立へ！



最低限行うべき取組（例）

☒ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存

→ 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる

☒ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥

→ 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる

☒ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止

→ 周辺環境への影響を最低限にする

☒ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存

→ 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

最低限行うべき環境負荷低減の取組

○ みどり法第15条に基づく基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理 等



廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等



生物多様性への 悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等



環境関係法令の 遵守等

・営農時に必要な法令の遵守
・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(農業経営体向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合がありますため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(畜産経営体向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない ☐) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑰	☐	※和牛生産を行っている場合 (該当しない ☐) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	☐

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→ ☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には ☐ にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(林業事業者向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※種苗生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※種苗生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※農薬を使用する場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※農薬を使用する場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、 施業等) に努める	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(漁業経営体向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効 率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない ☐) 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工 種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない ☐) 漁場改善計画の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施 に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(食品関連事業者向け)

事業名:
組織名・代表者氏名:
住所:
連絡先:

Ver2.1

Table with 4 columns: Item No., Application Time, Description, Reporting Time. Rows include sections for (1) Proper Fertilization, (2) Proper Weeding, (3) Energy Saving, (4) Prevention of Odor and Pests, (5) Waste Reduction and Proper Disposal.

Table with 4 columns: Item No., Application Time, Description, Reporting Time. Rows include sections for (6) Prevention of Negative Impacts on Biodiversity, (7) Compliance with Environmental Laws, and items 10-16.

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
上記について、確認しました→□

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合が
あるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しましたー

14

様式第1号の参考

1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実施しました。

- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、点検シートの提出に代えることができます。

現在実施されているチェックシートの例②（農産関係：強い農業づくり総合支援交付金）

（参考様式 2 号）

〇〇 殿

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

みどりのチェックシート（農産）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の（※）に基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存
- ☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）
- ☐ 有機物の適正な施用による土づくりを検討（堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等）

（２）適正な防除

- ☐ 農薬の適正な使用・保管
- ☐ 農薬の使用状況等の記録・保存
- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断（発生予察情報の活用による防除等）
- ☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等）
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）

（３）エネルギーの節減

- ☐ 農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存
- ☐ 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ☐ 廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断（発生予察情報の活用による防除等）（再掲）
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）（再掲）

（７）環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施（定期メンテナンス、点検記録作成等）
- ☐ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）

（注）取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

（※）には、収益力強化は「Ⅱ－１の第２の１の（３０）」、産地合理化は「Ⅱ－２の第２の１の（２２）」、みどりの食料システム戦略推進は「Ⅱ－３の第２の（２５）」、スマート農業の推進は「Ⅱ－４の第２」、産地における戦略的な人材育成の推進は「Ⅱ－５の第２」と記載してください。

現在実施されているチェックシートの例③（畜産関係）

みどりのチェックシート（畜産）

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。そのために生産者の皆様にまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組について、御確認いただき、その実践・点検に御活用ください。

★実践している項目には、□にチェック✓を入れてください。

チェックの判断基準は、解説書を御確認ください。

農場名	畜種
チェック者 氏名	チェック年月日

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】		
① ☐	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	解説書 P1

【省エネ、環境法令に応じた対応】		
② ☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	解説書 P1
③ ☐	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	解説書 P2
④ ☐	(※特定事業場の場合) 排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。	解説書 P2
⑤ ☐	(※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	解説書 P3

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】		
⑥ ☐	GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	解説書 P4
⑦ ☐	アニマルウェルフェアについて、農林水産省が定める畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針等に沿って飼養管理すること等が求められていることを認識している。	解説書 P6

【農作業安全】		
⑧ ☐	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	解説書 P6
⑨ ☐	作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	解説書 P7

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合		
⑩ ☐	農薬の適正な使用・保管を行っている。	解説書 P9
⑪ ☐	農薬の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P10
⑫ ☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	解説書 P10
⑬ ☐	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P11

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合		
⑭ ☐	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	解説書 P12

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の実施方法

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。**令和7年度からは①に加え、②報告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。**令和9年度を目標に本格実施。

①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☐
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施：R6年度～

環境負荷低減の取組の実践

②報告時（報告書等の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☒
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☒
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☒



報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施：R7年度～

③報告内容の確認

国の担当者が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り・目視により確認。

確認対象となる受益農業者等については、抽出により決定。

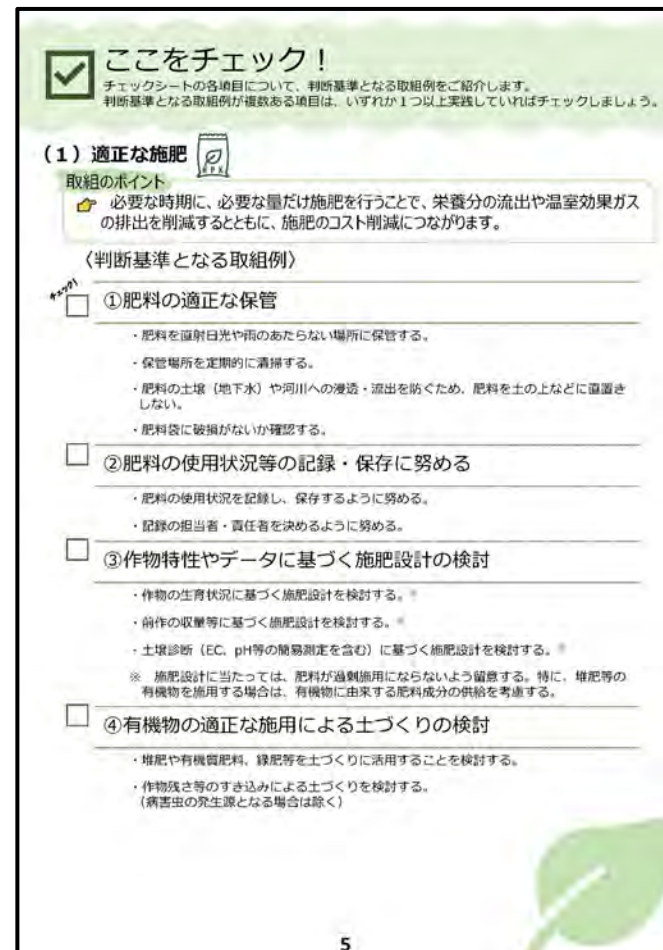
環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の現場への円滑な導入

現場が「みどりチェック」の取組を円滑に導入できるよう

- チェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組を内容を明示
- 現場で「みどりチェック」に取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手順のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかが明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。



◀ 解説書の表紙と内容のイメージ

解説書やQAは、
農水省HPの
「環境負荷低減の
クロスコンプライアンス」
ページに掲載。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/mi-dori/kurokon.html>



お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線3292）

ダイヤルイン：03-3502-8056

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
トップページ



みどりの食料システム戦略
説明動画ページ

